

作りませんか マイナンバーカード

公的な身分証明書になったり、コンビニでの住民票の写しの発行などを受けられたり、と持っている便利なマイナンバーカード。市では特設会場を設置して申請をサポートしています。この機会にマイナンバーカードを作りませんか。



マイナンバーカード申請をサポートしています

マイナンバーカードは、郵送申請、オンライン申請のほか次の場所でも申請を受け付けています。申請から1か月ほどでカードが届きます。まずはお問い合わせください。



申請方法
はこちら

●申請場所

市役所市民ホール交付会場（市役所1階）
支所市民福祉課（アスパアこだま1階）

●申請から受け取りまで

①申請者本人が窓口へ

手続きには時間がかかりますので、余裕をもってお越しください。

用意

- ・本人確認書類（右の表でご確認ください）
- ・通知カード
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・マイナンバーカード（紛失以外の再交付の場合）

②カードに使用する写真を撮影

顔写真は持参も可能です。

③暗証番号を決定

マイナンバーカードに搭載される電子証明書の暗証番号を決めてください。

④完成後、本人宛にお届けします

転送不要の本人限定受取郵便（特例型）によりお届けします。

表：本人確認書類（原本・有効期限内に限る）

次の組み合わせでお持ちください。

- ・「ア」から2点または「ア」から1点と通知カード
- ・「ア」と「イ」から1点ずつ
- ・「イ」から2点と通知カード（「イ」のうち少なくとも1点は官公署が発行したものであること）

ア	官公署が発行した顔写真付き証明書 運転免許証、住民基本台帳カード（写真付）、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別永住者証明書、在留カード
イ	健康保険証、年金手帳、医療受給者証、生活保護受給者証、社員証、学生証、預金通帳など

マイナンバーカードでもっと便利に



- ・e-Tax（国税電子申告・納税システム）などの電子申請ができます。
- ・コンビニで住民票の写しや課税証明書などが取得できます。
- ・今後、健康保険証としての利用や、運転免許証との一体化も予定されています。

マイナポイントの取得は12月末まで

4月末までにマイナンバーカードを申請した方は、各種決済サービスで利用金額に応じて上限5,000円分のマイナポイントが取得できます。

取得期間は12月末までとなっています。市のマイナンバーカード申請窓口では、マイナポイント申込手続きをサポートしています。

手続きは
お早めに



お問い合わせは、市民課マイナンバー担当 ☎25-1 2 4 6、支所市民福祉課 ☎72-1 3 3 3 まで

皆さんのご意見を募集します



パブリックコメント 本庄駅北口周辺整備基本計画（案）

市では、本庄駅北口周辺における利便性の向上による定住促進と新たなにぎわいの創出を目的として、本庄駅北口周辺整備基本計画の策定を進めています。

このたび、計画（案）がまとまりましたので、皆さんのご意見を募集します。

★都市計画課 ☎25-1 1 3 8

●閲覧・意見募集期間

10月5日（火）～11月4日（木）

●対象（次のいずれか）

市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所を有する方、市税の納税義務を有する方、この事業に利害関係を有する方

●閲覧場所

都市計画課（市役所2階）、支所総務課（アスパアこだま2階）、市民活動推進課（はにぽんプラザ1階）、図書館（本館・児玉分館）、市HP

●閲覧時間

各閲覧場所の開庁・開館時間

●意見の提出方法

所定の用紙（各閲覧場所及び市HPで配付）に必要事

項を記入のうえ、下記に持参、郵送、FAX、または
☒で提出

●意見の提出先

郵送

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

本庄市役所都市計画課市街地整備係

FAX 24-0 2 4 2 ・ ☒ tosikei@city.honjo.lg.jp

●意見の取り扱い

意見に対する考え方及び修正案は、内容を公表します。類似の意見はまとめて公表します。住所・氏名等は公表しません。また、意見に対する個別の回答は行いません。

国民健康保険・後期高齢者 医療制度加入者の皆さんへ



★保険課 国保係 ☎25-1 1 1 6、高齢者医療係 ☎25-1 2 4 5



傷病手当金の適用期間を延長します

給与等の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などで感染が疑われ、勤務することができなかった場合、傷病手当金を支給しています。

このたび、適用期間が次のとおり延長となりました。

適用期間

令和2年1月1日～令和3年12月31日

※支給の対象条件や申請方法など詳しくは、保険課または市HPでご確認ください。



交通事故などでけがや病気をしたときは、すぐに届出を

交通事故や暴行被害など、第三者からの行為でけがや病気をした場合でも、保険証を使って治療を受けることができます。その際には、必ず保険課へ届出をしてください。

この場合の保険給付は、本来、加害者が支払うべきところを国民健康保険または後期高齢者医療制度が一時的に立て替え、加害者に請求します。届出がないと、治療費を加害者に請求することができません。

届出に必要な書類は、保険課及び市HPで配付しています。